

豊田市公告第 74 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により豊田市森林整備計画を樹立するため、同法第 10 条 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該市町村森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、豊田市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、豊田市長に対し、理由を付した文書を持って、意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 18 日

豊田市長 太田 稔彦

- 1 縦覧場所 豊田市役所 産業部 森林課（足助支所北庁舎）
豊田市公式ホームページ
- 2 縦覧期間 令和 8 年 2 月 18 日 から 同年 3 月 19 日まで